

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
土曜日も
発行)

目 次

◇規 則

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則(中小企業課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

一部を改正する規則

一 鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部改正

1 償還の猶予

平成七年八月十八日において金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者で次の要件に該当するものが、平成七年九月三十日までに知事の認定を受けた場合限り、金融機関は、当該資金の償還を当該認定のあった日から一年間の範囲内において猶予することができるものとする事とした。

(一) 境港市の区域内に事業所を有していること。

二 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部改正

1 償還の猶予

平成七年八月十八日において金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者で次の要件に該当するものが、平成七年九月三十日までに知事の認定を受けた場合限り、金融機関は、当該資金の償還を当該認定のあった日から一年間の範囲内において猶予することができるものとする事とした。

(一) 境港市の区域内に事業所を有していること。

(二) まいわしの漁獲減少により経営に支障をきたしていること。

(三) 直近の決算において、まいわしを取り扱う部門の売上高が全売上高の二十パーセント以上を占めること。

(四) 最近三か月の全売上高が前年同期に比べ十五パーセント以上減少し、又は最近六か月の全売上高が前年同期に比べ十パーセント以上減少していること。

2 所要の規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年八月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十六号

鳥取県中小企業設備資金貸付規則及び鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

(鳥取県中小企業設備資金貸付規則の一部改正)

第一条 鳥取県中小企業設備資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号)

の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、同項の次に次の一項を加える。

(償還の猶予)

- 2 平成七年八月十八日において金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者で次の各号に掲げる要件に該当するものが、平成七年九月三十日までに知事の認定を受けた場合に限り、金融機関は、当該資金の償還を当該認定のあつた日から一年間の範囲内において猶予することができるものとする。この場合において、当該資金に係る貸付条件については、別表中「十二年」とあるのは「十三年」と読み替えて同表の規定を適用する。
- 一 境港市の区域内に事業所を有していること。

- 二 まいわしの漁獲減少により経営に支障をきたしていること。
- 三 直近の決算において、まいわしを取り扱う部門の売上高が全売上高の二十パーセント以上を占めること。
- 四 最近三か月の全売上高が前年同期に比べ二十五パーセント以上減少し、又は最近六か月の全売上高が前年同期に比べ十パーセント以上減少していること。

(鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部改正)

第二条 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則(昭和四十一年四月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項に見出しとして「(貸付条件の特例)」を付し、同項の次に次の一項を加える。

(償還の猶予)

- 3 平成七年八月十八日において金融機関から資金の貸付けを受けている中小企業者で次の各号に掲げる要件に該当するものが、平成七年九月三十日までに知事の認定を受けた場合に限り、金融機関は、当該資金の償還を当該認定のあつた日から一年間の範囲内において猶予することができるものとする。この場合において、当該資金に係る貸付条件については、第五条第三号中「七年」とあるのは「八年」と読み替えて同条の規定を適用する。
- 一 境港市の区域内に事業所を有していること。
- 二 まいわしの漁獲減少により経営に支障をきたしていること。
- 三 直近の決算において、まいわしを取り扱う部門の売上高が全売上高の二十パーセント以上を占めること。
- 四 最近三か月の全売上高が前年同期に比べ二十五パーセント以上減少し、又は最近六か月の全売上高が前年同期に比べ十パーセント以上減少していること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。